

発注者指定型フロー（こちらが原則）

発注時

- 当初積算は「4週8休補正」で行う。
- 特記仕様書等に「発注者指定型」である旨を記載、チェック。
- ※「週休2日」、「交替制」、「完全週休2日」のいずれかを指定。



入札



契約時

- 受注者は、週休2日等を確保した工程表、実施要領様式1（現場閉所型の場合）を監督員に提出。
- ※「週休2日」、「交替制」、「完全週休2日」の中で、変更がある場合は協議必要。



施工時

- 受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を様式1で報告（現場閉所型の場合）。
- ※交替制の場合は、県実施要領に基づき管理。



- 発注者は、指定どおりの週休2日等が達成できない場合、補正無しでの減額変更の協議行う。
- ※指定どおり達成が可能な場合、変更なし。
- ※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること。
- ※週休2日等の確保を目的とした工期の延伸、または、変更手続きに要する期間による工期の延伸は認められない。



竣工時

- 受注者は、実施要領様式1の最終実績を監督員に提出する（現場閉所型の場合）。
- ※交替制の場合は、県実施要領に基づき、対象者の休日率を算出し報告。
- 発注者の指定どおり、週休2日等を達成した場合、工事成績評価において、第一評価の「5 創意工夫 I. 創意工夫」に、以下の点数を加点する（県要領に基づく）。
- ・週休2日：2点、交替制：2点、完全週休2日：3点
- 未達成となった場合、第一評価者、第二評価者で減点とする（県要領に基づく）。
- ※令和6年度発注工事では、経過措置として減点はしない

各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付をお願いします

対象外工事で受注者が希望した場合のフロー(受注者希望型となる)

入札

※補正無しによる発注

契約時

- 受注者が、週休2日等実施工事を希望する場合、監督員と協議のうえ決定。
※「週休2日」、「交替制」、「完全週休2日」のいずれかで協議。

- 受注者は、協議が整った後、工程表、実施要領様式1(現場閉所型の場合)を監督員に提出。

施工時

- 受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を実施要領様式1で報告(現場閉所型の場合)。

- 発注者は、受注者が当初協議のとおり週休2日等の達成が可能な場合、受注者と増額補正による変更の協議を行う。

※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること。

※週休2日等の確保を目的とした工期の延伸、または、変更手続きに要する期間による工期の延伸は認められない。

竣工時

- 受注者は、実施要領様式1の最終実績を監督員に提出する(現場閉所型の場合)。

※交替制の場合は、県実施要領に基づき、対象者の休日率を算出し報告。

- 当初協議のとおり、週休2日等を達成した場合、工事成績評価において、第一評価の「5創意工夫 I.創意工夫」に1点加点する(県要領に基づく)。

各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付をお願いします